

行政の焦点



近年、労働時間数は減少しつつあるものの、長時間業務に起因した脳・心臓疾患の労災認定件数は依然高水準で推移しており、また過重な業務が精神障害発病の一因ともなっています。

一般に過労死と称される脳血管疾患や虚血性心臓疾患等は、基礎的病態から発症するのがほとんどで、ただちに業務起因性を認めるものではありませんが、一方で過重労働による睡眠不足が疲労を蓄積し発症させることも医学的検討の結果明らかになっています。

労働が1カ月あたり45時間を超えると発症の関連性が強まり、発症前1カ月に100時間または発症前2カ月ないし6カ月にわたって1カ月当たり80時間を超える場合に労災と認定されます。この時間数の意味について考えてみたいと思います。

様々な調査により、長時間労働を行うと心筋梗塞や高血圧発症者が増え、

そこで、平成13年に行われた脳・心臓疾患認定基準の改正にあたり、総務省の「社会生活基本調査」等を参考に、働く人1日あたりの生活習慣を割り出したところ、睡眠7・4時間、食事や身の回りの用事及び通勤等にかかる時間5・3時間、仕事

定基準によれば、時間外

残業が月100時間を超えれば50%以上の人人が睡眠不足を訴えることがわかつています。また、睡眠時間6時間以下で狭心症や心筋梗塞を含む全死亡率が高まり、特に5時間以下では、脳・心臓疾患発生率が睡眠時間6~8時間に比べ1・8倍という調査結果もあります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ

れる限りの睡眠を確保するため可能な時間外労働は、余暇分に該当する2時間までということがわかります。この2時間を1カ月の平均勤務日数21・7日で掛けると43・4時間になります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ

る限りの睡眠を確保するため可能な時間外労働は、余暇分に該当する2時間までということがわかります。この2時間を1カ月の平均勤務日数21・7日で掛けると43・4時間になります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ

る限りの睡眠を確保するため可能な時間外労働は、余暇分に該当する2時間までということがわかります。この2時間を1カ月の平均勤務日数21・7日で掛けると43・4時間になります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ

る限りの睡眠を確保するため可能な時間外労働は、余暇分に該当する2時間までということがわかります。この2時間を1カ月の平均勤務日数21・7日で掛けると43・4時間になります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ

る限りの睡眠を確保するため可能な時間外労働は、余暇分に該当する2時間までということがわかります。この2時間を1カ月の平均勤務日数21・7日で掛けると43・4時間になります。つまり、1日7~8時間の睡眠が確保さ